

海産物トラブル増加

海産物の電話勧誘販売や送り付けのトラブルに関する相談が増えています。最近では、「新型コロナウイルスの影響で収入が減って困っている」などといって消費者の親切心や同情心につけ込む勧誘のほか、「買ってもらわないと困る」などの強引な勧誘も目立ちます。

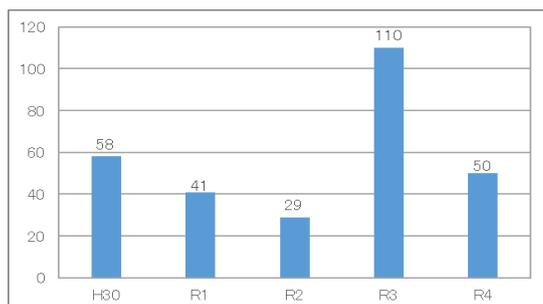
▼「新型コロナウイルスやウクライナ侵攻の影響で売り上げが激変したため支援してほしい。買ってもらわないと困る」と電話で言われて海産物を購入した。代引きで届いた商品は金額に見合わないものだった。(40代・女性)

▼電話がかかってきて、「以前購入してもらった」と言われたので、旅行先の市場のことかと話を聞いていたら、1万円の海産物を送ると言って電話が切れた。すぐに断ろうと思い、かかってきた番号に電話をかけたが出ない。(50代・女性)

▼自分の留守中に自宅へ海産物販売業者から電話があり、妻が出た。業者は自分の住所と名前を知っており、「以前カタログギフトで海産物を注文した人へ連絡している。ズワイガニを6日後に代引きで送る」と言われ、妻は事情が分からず承知してしまった。(60代・男性)

▼昨日「魚介類の手配ができたので送る」という電話があった。意味が分からず曖昧な返事をしてしまったが、そのような注文をした覚えはない。もしも商品が届いたらどうしたらいいか。(80代・男性)

必要以上に情に訴えてくる、話の内容に覚えがない、おかしい点がある、勧誘が強引など、少しでも不審な点があった場合は、相手と話し込まずにきっぱりと断りましょう。家族が注文したか不明な場合は、本人に確認してから返事をするなど、即答せずに冷静に対応することが大切です。



※県内の消費生活相談窓口寄せられた海産物の電話勧誘に関する相談件数

電話勧誘で契約をしたときは、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、書面またはメールなどにより無条件で契約解除（クーリングオフ）を行うことが可能です。

一方的に商品を送り付けられた場合は、業者名や所在地など事業者情報を控えてから、受け取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話又は面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日8：30～17：00 土曜日9：00～17：00（電話相談のみ）

消費者ホットライン：☎（局番なし）188番（いやや!）

※188番は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。